

6月1日から水道週間 水道メーターの検針などにご協力を

問い合わせ先 上水下水道課

(☎43-7168)

蛇口パッキンを無料配布します

対象 府中市が供給する上水道利用者

配布期間 6月3日(月)～7日(金)
※土・日曜日を除く。

配布場所 上水下水道課、上下支所建設係

水道メーター検針・取り換えにご協力を

◎水道メーターの検針

2か月に1回偶数月に、水道メーターの検針を行っています。次のことにご協力をお願いします。

▽メーターの上に物を置かないでください。

▽飼い犬はメーターから離してつないでください。

◎水道メーターの取り換え

水道メーターは、8年に1回無料で取り換えています。該当する家庭には、証明書を持った指定給水装置工事事業者が伺いますので、ご協力をお願いします。

取り換え期間

7月1日(月)～31日(水)、9月2日(月)～30日(月)

ビル・マンションなどの貯水槽は清潔に

貯水槽の設置者は、次のことを行ってください。

▽年1回以上定期的に貯水槽の掃除。
▽水の色、濁り、におい、味、残留塩素などの水質検査を年1回。

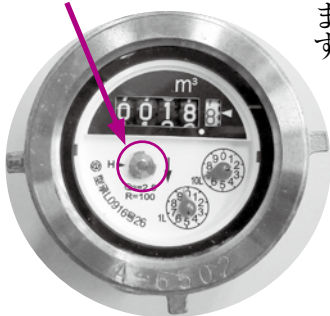
漏水かな?と思ったら

水道メーター検針の際、漏水の疑いがある場合には、お知らせしていますが、漏水はいつ起こるか分かりません。日ごろからの確認をお願いします。

簡単にできる漏水確認

家の蛇口を全て閉めても、水道メーターの銀色のパイロットが回転していたら、漏水の可能性があらわれます。

パイロットマーク



漏水を確認したら、府中市指定給水工事事業者へ連絡してください。

下水道が使用できるようになった区域の皆さん

受益者負担金の納付を お願いします

申告・問い合わせ先 上水下水道課 (☎43-7162)

下水道は、道路・公園などの公施設のように誰でも利用できる施設ではなく、整備された区域の人だけが利用できる施設です。

また、下水道の整備には長い年月と、多額の建設費用が必要となります。

受益者負担金制度

受益者：下水道が整備された区域内の土地の所有者をいいます。権利によっては異なります。

受益者負担金制度：下水道を利用できる区域の皆さんが、土地の面積に応じて建設費用の一部を、一度のみ負担する制度です。

今年度、新たに負担金が必要になる区域は、鶴飼町・広谷町の一部

負担金額 1平方メートル当たり

560円×所有面積(公簿面積)

納付月 ▽第1期：9月 ▽第2

期：12月 ▽第3期：2月

※総額を3年間で9回に分割して納付してください。3年分またはその年度分をまとめて第1期の納期内に納めると、報奨金が付きます。

受益者の皆さんは 申告をお願いします

受益者を確定するため、負担金を納める区域内の土地の所有者には、6月中旬に申告書を郵送しますので、申告してください。

申告期限 7月18日(木)

賃貸借権・地上権などの権利がある場合は、土地所有者と権利者で協議の上、申告をしてください。なお、申告書の提出がされない場合には、土地所有者が受益者となります。

また、賃貸住宅などを借りている人は、受益者にはなりません。

申告期限前に受益者負担金 制度の説明会を開催します

6月下旬または7月上旬に、負担金を納めていただく区域の皆さんを対象に、受益者負担金制度について説明会を開催します。